

改正

平成12年3月31日条例第9号

平成18年12月11日条例第24号

豊見城市公害防止条例

豊見城村公害防止条例（昭和47年豊見城村条例第11号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、公害防止のため必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに良好な生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 公害 事業活動その他の活動に伴って生ずるばい煙等によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- （2） ばい煙等 ばい煙、すす、粉じん、ガス、汚水（廃液を含む。）、騒音、振動、悪臭、地盤の沈下及び土壌の汚染をいう。
- （3） 指定施設 工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙等を発生し、又はもたらす施設であって、規則で定めるものをいう。
- （4） 特定工事 生活環境において行われる工事のうち、ばい煙等を発生させ、又はもたらすおそれがあるものであって、規則で定めるものをいう。
- （5） 規制基準 指定施設及び特定工事から排出し、又は発生するばい煙等の量、濃度、程度の許容限度又は施設の構造基準、維持管理の方法であって、規則で定めるものをいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例に定める目的を達成するために公害防止に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

- 2 市は、公害の防止のため必要があると認めるときは、他の地方公共団体に協力を要請し、又は他の地方公共団体から協力の要請に応ずるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、つねに公害を防止するため、自己の責任と負担において必要な措置を講ずると

ともに、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、この条例に違反しない場合においても公害を防止するため最大限の努力をしなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、公害を発生させることのないようつねに努めるとともに、その発生源及び発生状況を監視し、公害の防止に関する市の施策に協力するなど公害の防止に寄与するように努めなければならない。

(指定施設の設置使用届出)

第6条 指定施設を設置しようとする者は、その指定施設の設置工事開始の30日前までに規則で定めるところにより、設置届出書を市長に届け出なければならない。

2 1の施設が指定施設になったとき現に当該施設を設置している者は、前項の規定にかかわらず、指定施設になった日から60日以内に規則で定めるところにより使用届出書を市長に届け出なければならない。

3 第1項の届出には、設置場所の周辺関係者の同意書を添付しなければならない。

(施設変更等の届出)

第7条 前条第1項及び第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る工事開始の30日前までに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(規制基準の遵守)

第8条 指定工場等を設置している者は、規制基準を遵守しなければならない。

(公害防止協定等の締結)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、指定工場等を設置している者又は設置しようとする者との間に公害の防止に関し、協定等を締結し、当該協定にしたがい特別の措置を講ずることができる。

(措置命令)

第10条 市長は、指定施設に係るばい煙等の量、濃度、程度又は構造基準、維持管理の方法が、その指定施設に係る規制基準に適合しないと認めるときは、ばい煙等排出者に対し期限を定めて、ばい煙等の処理方法の改善その他必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者が、その命令に従わないときは、当該指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(公表)

第11条 前条第2項の規定により命令を受けた者が、その命令に応じなかったときは、市長はそのものを公表することができる。

第12条 削除

(公害防止の緊急措置)

第13条 市長は、ばい煙等の排出又は発生が著しく市民の健康又は生活環境をそこなうことがあり、かつ、緊急にその公害を防止する必要があると認めるときは、ばい煙等排出者に対し、ばい煙等の排出量の減少その他必要な緊急措置を講ずることを求めるものとし、ばい煙等排出者は、これに応ずるよう努めなければならない。

(特定工事による公害の防止)

第14条 特定工事をしようとする者は、その工事現場又は当該工事に伴う車両等の運行により、公害が発生しないように努めなければならない。

2 市長は、特定工事等による公害の発生のため、市民の健康又は生活環境がそこなわれていると認めるときは、当該工事をしている者又はさせている者に対し、期限を定めて必要な限度において公害防止の方策その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

3 市長は、前項の規定によって勧告を受けた者が、その勧告に従わないで、特定工事を行っているときは、期限を定めて必要な限度において公害防止の方策その他必要な措置を講ずることを命令することができる。

(燃焼行為の制限)

第15条 何人も、燃焼に伴いばい煙、ガス、すす、粉じん又は悪臭を著しく発生するおそれのあるゴム、イオウ、皮革、合成樹脂、油類その他これに類するものを多量に屋外において燃焼させてはならない。ただし、燃焼炉の使用その他適正な処理の方法により、燃焼させる場合はこの限りでない。

(夜間の静穏保持)

第16条 何人も、夜間において音響機器音、楽器音、人声等によりみだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

(規制基準の定めがない公害の措置)

第17条 市長は、規制基準の定めがないばい煙等により現に公害が発生し、又は発生のおそれがあると認めるときは、ばい煙等排出者に対し、ばい煙等の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずることを求めることができる。

(報告の義務)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙等排出者に対してばい煙等の処理、排出の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、ばい煙等排出者の工場又は事業場に立ち入り、指定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公害対策審議会)

第20条 市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査、審議するため、豊見城市公害対策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(1) 第2条第3号に規定する指定施設を定めること。

(2) 第2条第5号に規定する規制基準を定めること。

(3) 第10条の規定による権限に基づく措置命令に関すること。

(4) その他公害防止策に関すること。

2 審議会は、委員10人以内で組織し、委員は知識経験者のうちから市長が任命又は委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に関し必要な事項は、別に定める。

(他の地方公共団体との協力)

第21条 市長は、公害防止のため必要があると認めるときは、他の地方公共団体に協力を要請し、又は他の地方公共団体からの協力の要請に応ずるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第23条 第10条第1項、第2項及び第14条第3項の規定による命令に違反した者は10万円以下の罰金に処する。

2 第6条及び第7条の規定に違反した者は、6万円以下の罰金に処する。

3 第18条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は第19条の規定による検査を

拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、2万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月11日条例第24号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。